広島県告示第千五十号

変更する。 て、平成二十九年広島県告示第三百二十二号で定めた加入区(区域及び区分)を次のとおり 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条第一項第二号ロの規定によっ

後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和五年九月三十日以なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和五年十月一日以 前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和五年八月三十一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

							-
組合の地区)					区	変	
漁 ^坂 業 協 同					域	更	
漁業以外の漁業四一~三に掲げ		業 ア未満の漁 三 総トン数	業 学 変 使 用 して が 表 満 の 漁 二 総 トン 数	漁業 網を使用し が未満の漁 一 総トン数	区	X	
乗以外の漁業 一~三に掲げる		業用して営む釣り漁ン未満の漁船を使総トン数一○ト	業 り主として刺し網 り主として刺し網 を使用して営む漁	して底びき 漁船によ	分	前	
組合の地区)地区)					区	変	
) 漁 業 協 同				合の地区) 倉橋西部区域 橋西部区域	域	审	
漁業以外の漁業 一〜四に掲げ	四漁船を	三 総トン数	二 総トン数一 コ 総トン数一	一 総トン数一 総トン数	区	更	
以外の漁業〜四に掲げる) かじきをとる漁業	業 用して営む釣り漁 総トン数一〇ト	業 の主として刺し網 り主として刺し網 を使用して営む漁	漁業 の主として底びき の主として底びき の主として底びき	分	後	